

第Ⅴ章 組織及び地域としての専門性の担保の仕組み

組織及び地域としての専門性の担保の仕組み

子ども一人一人の多様な教育的ニーズに応じた支援を行うには、教員個々の専門性の向上を図るだけでなく、教員一人一人の力がより一層発揮されるようなシステムの構築を考えていく必要がある。さらには、組織や地域としての専門性を担保していく仕組みが必要である。

折しも平成 22 年 6 月 3 日に文部科学大臣より中央教育審議会に「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」諮問され、平成 24 年 8 月 28 日に答申が出された。その中では、養成段階、採用段階、初任段階、現職段階及び管理職の段階において、学校と教育委員会及び大学との連携・協働の強化が提案されている。

当然のことながら、インクルーシブ教育システムを推進していくための教員の資質能力の向上方策を考える上で、本答申の内容や提案事項を含めて検討していく必要がある。とりわけ本研究においても、教育委員会、大学をはじめとする関係機関や地域社会が一体となって教員を養成し、支援していくことが重要であると考えている。

そのような取組は、現在も一部の教育委員会と大学において、さらには地域において積極的に行われている。ここでは、それらの取組についてまとめていきたい。

1. コミュニティ・スクールの取組による専門性担保の仕組み

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは、教育委員会から任命された保護者や地域住民などが、一定の権限と責任をもって、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりすることを通じて、学校の様々な課題解決に参画していく仕組みである。この制度は、平成 16 年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正によって成立した。この制度を活用した取組が各地域の学校でなされており、その中には、授業づくりや地域での合同研修会の開催、地域人材の活用など、専門性担保の仕組みに関係する事例が多々ある。文部科学省では、平成 20 年 3 月に「コミュニティ・スクール事例集」をまとめており、大変参考になる。この事例集よりその取組のいくつかを以下に挙げる。

< A 小学校 >

幅広い人材と一緒に、授業をつくり、学校をサポートするシステムを構築し、多様な子どもたちの学びを支援する取組。

スタディーアドバイザー（いろいろな教科授業に、担任や専科の教員の教科指導補助として活躍する学習支援ボランティア）、及びコミュニティティチャー（専門的知識や技術をもち、特定教科のある時間に先生として活躍する教育ボランティア）、その他のボランティアを含め、150 名以上が、学校の教育活動に参画している。

< B 支援学校 >

「地域の教育力（ボランティア養成）プロジェクト」の取組

コミュニティに潜在するヒューマンリソースの開発、マンパワーの育成を目指すプロジェクトとして位置付け、障害のある子どもを対象としたボランティア養成をきっかけにして、B 特別支援学校へのサポートはもとより「地域の教育力（コミュニティ・キャピタル）」向上を目指す。

養成講座に全回出席した受講者には、「修了書」が交付され、教育委員会が実施している「総合育成支援教育ボランティア」への登録が可能となる。この制度は、LD・ADHD・高機能自閉症等を含めて障害のある児童生徒の学習支援を小・中学校等で実施するボランティア制度である。

2. 地域の教育資源を活用した専門性担保の仕組み

地域内の教育資源（幼・小・中・高等学校及び特別支援学校等、特別支援学級、通級指導教室）それぞれの単体だけでは、そこに住んでいる子ども一人一人の教育的ニーズに応えることは難しい。こうした域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）により域内のすべての子ども一人一人の教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築することが必要である。スクールクラスターのイメージを図 1 に示す。

スクールクラスターの活用は、教員の専門性の向上についても言えることである。教員の専門性は、

個々の子どもたちの教育的ニーズに応えるための日々の教育実践の中で培われていく。したがって、域内の関係者と連携・協働する中で専門性が向上していく。またその専門性を補完し合うこともでき、地域全体で専門性を担保することとなる。

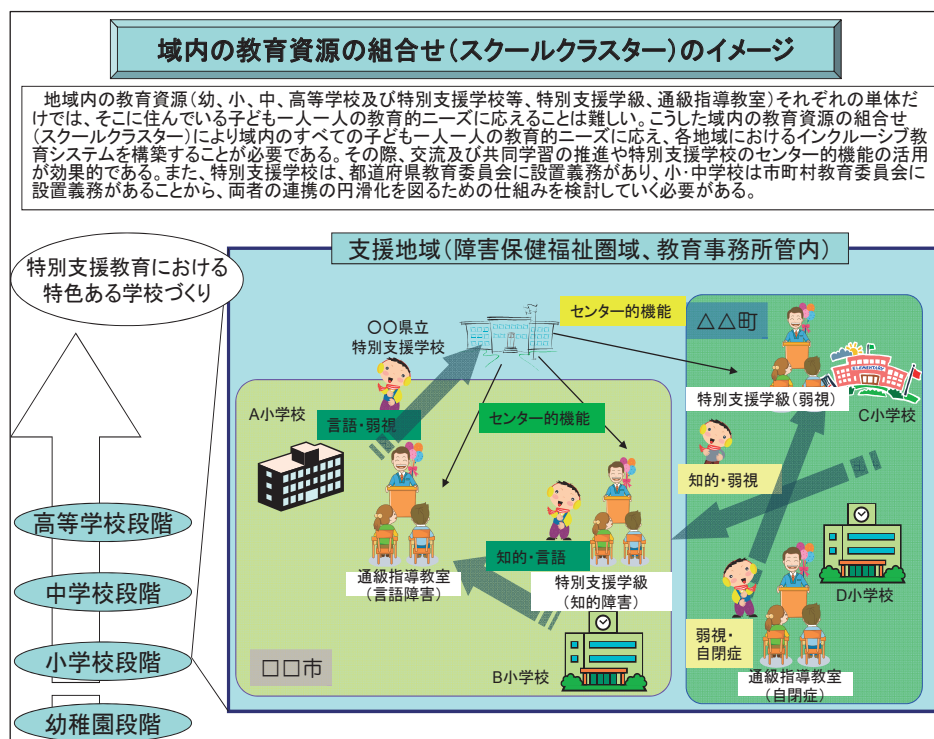


図 1 スクールクラスターのイメージ

（中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」参考資料より）

3. 学校と教育委員会及び大学との連携による専門性担保の仕組み

学校と教育委員会及び大学との連携による専門性担保の仕組みは、上記1. のコミュニティ・スクールや2. のスクールクラスターの活用での取組の中でもなされていることであり、専門性担保の仕組み作りには欠かせない重要な観点である。先に挙げた「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」(答申)の中にも参考となる取組について言及している。教職大学院での教育委員会・学校と大学との連携・協働では、次のように記述されている。

一部の教職大学院については、学校を大学院の実習・学修の拠点とする方式により、校内研修と大学院での学びを高度に組み合わせて現場での課題の解決に当たる試みを行い、成果を上げている。これは、拠点となる連携協力校での具体的課題の解決を題材として、当該校の現職教員が勤務を継続しながら、大学院での学びを行うことを基本としている。加えて、大学教員が連携協力校を定期的に訪問し、連携協力校における学校全体、更には近隣の学校の教員も含めて、研修を一体的に行いながら、併せて学部新卒学生も連携協力校において学校での授業研究や指導の改善のメカニズムを学ぶという方式が採られており、こうした取組も十分に参考とすべきである。

この取組は、教員養成の大学側にとっても、また現職研修を行う教育委員会や学校においても、さらには地域においても有効であると考ええる。大学と教育委員会・学校が連携・協働しながら理論と実践の往還により教員養成や現職研修を行っていくことができるのである。

また、初任者研修における教育委員会の取組として、次のような例を紹介している。

複数の先輩教員が複数の初任者や経験の浅い教員と継続的、定期的に交流し、信頼関係を築きながら、日常の活動を支援し、精神的、人間的な成長を支援することにより相互の人材育成を図る、「メンターチーム」と呼ばれる校内新人育成システムを構築している教育委員会もある。こうした取組は、初任者の育成だけでなく、校内組織の活性化にも有効である。初任者研修と「メンターチーム」の取組を有機的に組み合わせることにより、初任者のより効果的な育成を図ることも考えられる。

この取組は上記記述にもあるように、初任者研修だけでなく、校内組織の活性化にも有効であり、校内での良好なコミュニケーションの育成や校内研修の土壌作りにもつながっていくと考える。

学校と教育委員会及び大学との連携による専門性担保の仕組みについては、上記答申で紹介されているほか、各都道府県教育委員会を軸としながら、様々に工夫をこらした取組がなされている。その一つに「教師塾」等の取組がある。以下にその取組の一部を挙げる(各

都道府県教育委員会等のホームページや電話による問い合わせから情報収集した中の一部)。

< C教育委員会の取組 >

教員を志望する学生等を対象にその実践力を少しでも高めようと採用前の段階から大学と連携して積極的な教員養成を進めている。→「C教師塾」

「C教師塾」の概要

ア. C市教育学講座（全10回）

C市立学校の中堅・若手教員・保護者、教育委員会指導主事等による実践報告・講演・パネルディスカッションを基に、少人数でグループ討議を行う。グループ討議を円滑に進めるため、現職の「拠点校指導教員」がアドバイザーとして進行を担当する。

イ. C市立学校実地研修（10日間）

学校現場での教育実践を直接体験する。

ウ. フィールドワーク（4講座以上選択）

学校の研究発表会、研究授業やC市の教育機関などの取組に参加し、レポートを作成し、C市教育に対する見識を深める。

エ. ア～ウの取組を経て、総合教育センターの教科・領域の専門の指導主事の指導により、学習指導案を作成。模擬授業を行い、塾生の実践的な力の養成を図る。

< D教育委員会の取組 >

高い志をもった教員を学生の段階から養成するため、教員を養成している大学や区市町村教育委員会と連携している。→「D教師養成塾」

「D教師養成塾」の概要

ア. 特別教育実習

D公立小学校での年間を通した教育実習や異校種の授業観察等を通して実践的指導力や柔軟な対応力を養う。

●教師養成指定校での実習（年間40日程度）

週1日と年間3回の連続実習

夏季休業期間中の実習（2以上）

●異校種及びモデルとなる授業の観察（それぞれ半日を単位として3回）

イ. 講義（土曜午後1時30分から午後5時30分まで）

学校教育をめぐる様々な課題や教養を身に付けるための講義を通して幅広い視野と社会性を養う。（テーマ例：「自己を磨く」、「より高い目標にチャレンジする」、「心を開いて子どもに寄り添う」、「若き教師に期待する」等）

ウ. ゼミナール

(土曜午後 1 時 30 分から午後 5 時 30 分まで、夏季休業期間中 1 泊 2 日の合宿)
 学習指導計画の作成や教材研究等を行い、各教科等の専門性や指導技術の向上を図る。(テーマ例:「授業づくりの基礎」、「児童理解と学級づくり」、「単位を通した授業づくり」、「一人一人が輝く学級づくり」、「保護者・地域からの期待に応えるために」、「集団を把握する」)

エ. 体験活動 (夏季休業期間中 5 日間)

企業等での就業体験を行い、教師としての使命感や志を育て、社会人としての責任ある態度を養う。

これらの取組は、教員を志望する学生等を対象とした教員養成ではあるが、その指導に当たっては、現職教員の研修にもなっていることが分かる。なお、これらの「教師塾」等の修了者について、教員採用試験での「特別選考」枠での受験を行っているところも一部ある。

4. 様々な事業の実施による専門性担保の仕組み

組織及び地域としての専門性を担保するための方策としては、国や各都道府県等の関連事業に積極的に取り組むことも有効であり、かつ重要である。

例えば、「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」(図 2)の取組により、合同研修会の実施や学習アドバイ

ザー等、地域社会全体で様々な教育支援活動を実施することができる。

また、「特別支援教育体制整備の推進」(図 3)の取組では、医療、福祉、労働等の関係機関との連携、学校への巡回相談や専門家チームによる支援、研修体制の整備・実施等を

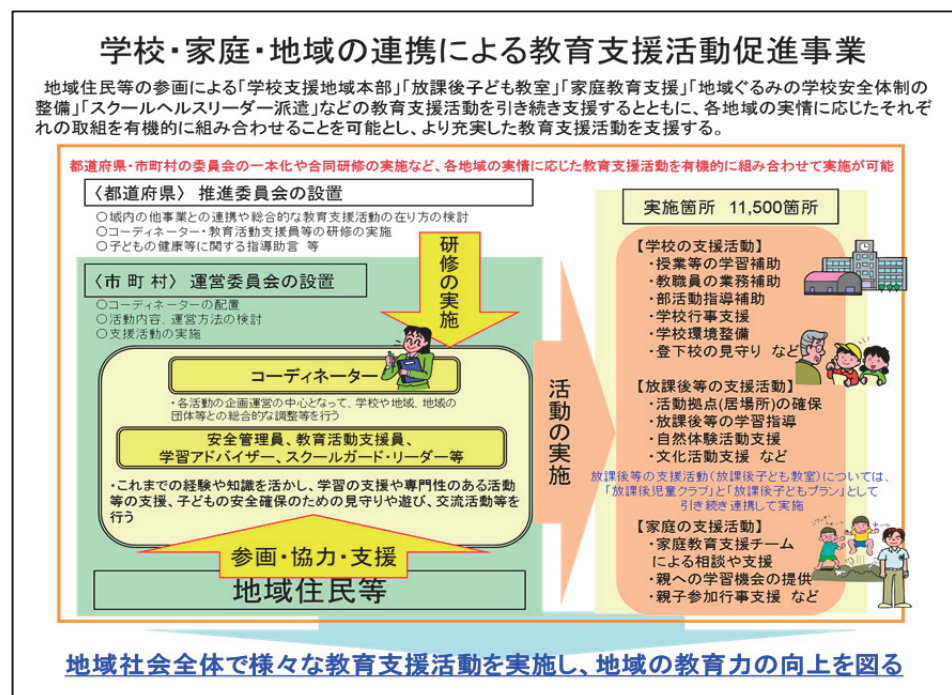


図 2 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業

(中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」参考資料より)

行う。これらの取組を通して、教員の専門性や組織や地域の専門性の担保がなされていくと考える。

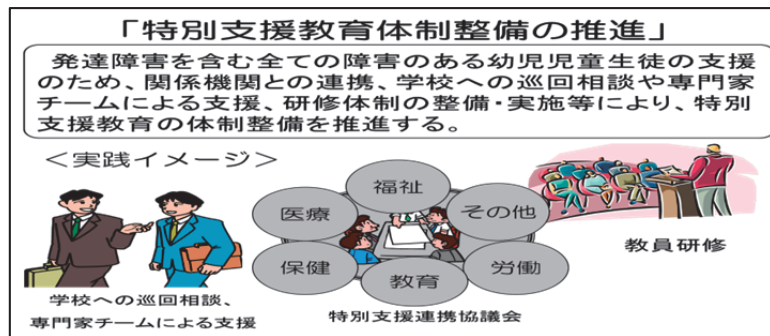


図3 特別支援教育体制整備の推進

（中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」参考資料より）

5. 訪問調査によって得られた事例

本研究では、上記の「1. コミュニティ・スクールの取組による専門性担保の仕組み」と「2. 地域の教育資源を活用した専門性担保の仕組み」について、先行的に取り組んでいる学校や教育委員会に対して訪問調査を行った。以下にその事例を紹介する。

（1）コミュニティ・スクール（学校運営協議会）での専門性の担保と研修の取組 【東京都八王子市立愛宕小学校の取組】

八王子市立愛宕小学校は、平成 22 年度より、学校運営協議会を置く学校として指定され、実践が始まった。（八王子市では、「地域運営学校」と呼称している。）

学校運営協議会では、地域の町内会長、青少年育成指導員役員、保育園長、医師、元中学校 P T A 会長や学校コーディネーターなどを委員に任命しており、保護者が子どもの卒業後も地域の一員として学校を応援していける組織となることを目指している。

平成 24 年度の学校運営協議会では、以下の 3 点を目標として掲げている。

1. 愛宕小学校の教育充実のため一層の支援を行うこと
2. 地域の町内会、各学校、青少年育成委員などと緊密に連携を図り、子供を取り巻く保護者・地域・学校が心をつなげて子供たちの健全育成について具体的な手だてを実施していくこと
3. 震災時の学校の役割などについて検討していくこと

そして具体的な活動として、「ボランティアによる学習支援」、「防犯パトロール」、「健全育成に関わる活動」を中心に行っている。

愛宕小学校では、この学校運営協議会制度の下、地域の他の小・中学校と連携し、発達障害など特別な教育的ニーズのある子どもへの指導や支援に関わる専門性向上のために、保護者や地域の方々と教職員の合同研修会を実施している。また、これらの研修は、学習支援員やボランティアの研修の場としても活用されている。

＜研修の実際＞

特別支援教育の裾野を広げることをねらいに、大学教授の協力の下、教員と特別支援サポーター等と共に実施する研修会を企画・実施している。

講師の招聘費用は、地域の小・中学校に配当されている研修予算から拠出している。研修は、大学での現職教員を対象とした講義の内容をベースにし、会場校を毎回替えることにより多くの教員が参加しやすい状況をつくっている。また、研修においては、出席表を作成し全研修会参加者に修了証を発行している。

1) 研修のねらい

教員の意識改革と指導力の向上、特別支援サポーターの育成、保護者への啓発、校内委員会の内容充実（定例化、ケース会議や関係者会議の日常化）としている。

2) 研修会の対象と構成

八王子市の小・中学校に勤務する教員、特別支援サポーター、学校コーディネーターなどを対象に、大学教授を講師として、ワークショップ形式で実施している。以下に基礎編と応用編の内容を紹介する。

【基礎編】年間 10 回（毎回 2 時間程度）

- (1) なぜ特別支援教育が必要なのか
- (2) 子供の発達の偏りの理解と発達評価
- (3) 障害理解・特性理解・感覚障害の理解
- (4) 支援方法①発達論・行動論をベースに
- (5) 支援方法②心の支援・環境論をベースに
- (6) 連携（校内・子ども・保護者・地域）をどうするか、よい事例から学ぶ
- (7) 支援会議（自分理解・ファシリテーションとは何か）
- (8) 学校におけるユニバーサルデザインとは何か①
生活支援・学習支援・感覚連動支援の実際
- (9) 学校におけるユニバーサルデザインとは何か②
心の支援・コミュニケーション支援・自立支援の実際
- (10) まとめ

【応用編】年間 6 回（毎回 2 時間程度）ケース会議と事例検討

- (1) 支援の実際 基本的な支援方法について 構造化とは
- (2) 支援の実際 基本的な支援方法について 応用行動分析とは
- (3) 支援の実際 基本的な支援方法について 愛着障害とは
- (4) 支援の実際 基本的な支援方法について 学習支援の基本とは
- (5) 支援の実際 基本的な支援方法について 感覚統合とは
- (6) 支援の実際 基本的な支援方法について 感覚障害への支援
自分理解・ファシリテーションとは何か

この研修は、研修の翌日から各学校での具体的な支援に資するため（支援の実際）の研修で、参加にあたって、受講者には所属する学校の事例の提出を求めている。

受講者には所属校での特別支援校内委員会やケース会議、関係者会議等で研修の成果を活かすことや、所属校の課題解決に向けて本研修を広く校内で活用することが期待されている。

3) 成果と課題

基礎編では、毎回 80~100 名の参加があり、また、そのうち、毎回 30 名以上はサポーターが参加するため、教職員を含めた受講者同士のネットワークが進み、特別支援教育の裾野の広がりが見られている。また応用編では、校内委員会やケース会議、関係者会議が日常化している学校からの話題提供や児童を多面的に見取る視点などの身近なモデルの紹介があり、所属校でのケース会議の内容充実につながっている。また、育てたいコーディネーターの推薦があり、研修への勧誘を行うなど、人材育成へ向けての情報交換が行われるようになっている。

課題としては、校外の研修に出かけることが厳しい現状に対する対応やスキルアッププログラムの設定の必要性などが挙げられる。

愛宕小学校でのこうした取組は、障害のある子どもが、学校関係者だけでなく、保護者や地域の住民に理解されることで、将来にわたり、地域社会の一員として認知され支援されていくための素地を形成していくことにつながっている。

（2）地域の教育資源（スクールクラスター）を活用した専門性の担保と研修の取組

【上越市での取組】

中学校区に基づく域内のブロック化と広域を網羅するエリアの設定

1) 上越市の教育概況

上越市は人口約 21 万人で、小学校 54 校、中学校 22 校が設置されている。

小学校 54 校のうち 52 校に 117 特別支援学級、中学校 22 校の学校に 44 特別支援学級が設置されている（平成 23 年 9 月時点）。

上越市では、市が独自に行っている実態調査の結果、支援の必要な児童生徒が約 8～9 % いると把握している。一人一人の教育的ニーズは多様であることに加え、市町村合併により広域となったことを受け、域内のブロック化及び広域を網羅するエリアを設定するとともに、域内の教育的資源の組み合わせによるシステムを構築している。（表 1）

2) 上越市のスクールクラスターの構成

上越市では、表 1 に示す通り市内を 3 つのエリアに分け、各エリアの小学校（各 1 校）に発達障害通級指導教室（表 1 の◆）を設置し、エリア内の小学校の通常の学級に在籍する児童への対応を行っている。この通級担当教員が、エリア内の中学校に設置される通級指導教室を兼務することで、エリア内の中学校の通常の学級に在籍する生徒への対応が行われている。

表1 上越市のエリアブロック及び各ブロックの概要

○：小学校巡回相談員 14名
 ▲：中学校巡回相談員 3名
 （1Aのうち1名は3Aを担当）
 ◎：特別支援学級巡回相談員
 ◆：発達障害通級指導教室
 本務校＝小学校4日半
 兼務校＝中学校半日

エリア	ブロック(計14)	中学校(22校)	小学校(54校)
1 A	1 B	1校	4校○
	2 B	3校	3校○
	3 B	1校▲▲	3校○
	4 B	1校	3校○
	5 B	1校	6校○ ◆
県立C特別支援学校◎			
2 A	1 B	2校	3校○
	2 B	1校▲	4校○
	3 B	2校	5校○ ◆
	4 B	1校	2校○
	5 B	1校	4校○
県立D特別支援学校◎			
3 A	1 B	2校	4校○ ◆
	2 B	2校	5校○
	3 B	2校	4校○
	4 B	2校	4校○
	1 B～2 B：県立C特別支援学校◎ 3 B～4 B：県立D特別支援学校◎		

さらに、市内を中学校区に基づいた14のブロックに区分し、ブロックごとに巡回相談が行われている。

3) 上越市のスクールクラスターの活動と機能

14の各ブロックには、ブロックごとに1名の巡回相談員が配置されて、ブロック内の学校の要請に応じて巡回相談活動が実施されている。巡回相談員は、依頼された学校の授業を参観するとともに校内委員会に参加し、学校と共に必要な対応について検討する役割を担っている。巡回相談でも困難な事例である場合は、エリア内の発達障害通級担当者が巡回相談を行う仕組みになっている。

3つの各エリアの発達障害通級指導教室では、エリア内の児童生徒の指導に加え、定期的に全エリアの児童生徒及び通級担当者が1校（センター校）に集まり、小集団指導を行っている。また、指導後は、通級担当者間で事例検討や指導に関する研究協議を行い、通級担当者の研修の場となっている。

さらに、14のブロックを8つのグループに括り、市の就学相談委員会のブロック部会が設けられている。就学相談の対象となった児童生徒について、就学相談員による実態把握と今後必要な対応等を検討するための協議が行われ、就学相談員の専門性の向上を図るための実際的な研修の場として機能している（平成23年度）。

加えて、市内に所在する県立の特別支援学校、大学等から講師を招聘し研修会を開催したり、また、巡回相談・就学指導委員会での助言を受けたりするなど、地域の教育資源を活用し、専門性の向上を図っている。

4) まとめ

上越市の市域は過疎地を含み広域に広がっている。そのために、市域を構成する地域ごとに3つのエリアを設け、通級指導教室を設置したり、中学校区を核とした14のブロックを設けたり、それぞれの域内のエリア・ブロックごとに、複層的に教育資源を配置し共有していく仕組みを設けている。

この結果、地域において専門的な教育資源が効果的に共有され、また、教員の実践的な研修の機会を通して専門性の確保が図られている。

【三鷹市での取組】

1) 三鷹市の教育概況

三鷹市は人口約18万人で、小学校15校、中学校7校が設置されている。

小学校15校のうち5校（知的障害対象5学級、肢体不自由対象1学級）の特別支援学級、中学校7校のうち5校に特別支援学級（知的障害対象）が設置されている。また、通級による指導として、小学校15校のうち難聴・言語障害学級が1学級と情緒障害学級が3学級、中学校7校のうち情緒障害学級が2学級で設置されている。（東京都では、「特別支援学級」として、固定学級と通級による指導の学級が設置されている。）

三鷹市では、教育委員会が策定した「三鷹市教育ビジョン」に基づいて、全市を挙げて「三鷹市教育支援プラン」を推進している。また「特別支援教育の目指す一人一人のニーズに応じた支援は、特別なことではなく自然で当たり前のこと」として捉え、「教育支援」と呼んでおり、特別支援学級は「教育支援学級（固定制）」、通級指導学級は「教育支援学級（通級制）」、特別支援教育コーディネーターは「教育支援コーディネーター」と呼ばれている。

2) 三鷹市のスクールクラスターの構成

三鷹市では、中学校区が一つのクラスターで、「学園」と呼ばれる小中一貫教育校を構成している。各学園は小学校2校（もしくは3校）と中学校1校で構成されている。学園は全市で7つあり、義務教育の9年間で系統性と連続性のある教育支援を行っている。

また、すべての学園に教育支援学級（固定制または通級制）が設置されており、入級に際しては、市の総合教育相談室が在籍校と教育支援学級との連携の要となり、実態把握と相談の体制が整っている。このほかにも総合教育相談室は、スクール・ソーシャルワーカーやスクール・カウンセラー、学習指導員、就学相談員を活用及び学校へ派遣して、教育相談と教育支援を充実させている。

3) 三鷹市のスクールクラスターの活動と機能

各学園では、小中一貫校を構成する各学校の校長の中から学園長と副学園長を置き、学校間での校務分掌組織にも統一性をもたせている。学園は、学園の運営委員会を定期的に開催し、3校（4校）の教員の連携を図るための取組を行い、小学校及び中学校の教員は、それぞれ中学校及び小学校の兼務発令を受けており、小・中学校の教員による相互乗り入

れの授業や交流行事、小・中学校の教員による授業研究等も行っている。各学校では2名以上の教育支援コーディネーターが指名され、実態把握や個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成にあたっては、市教育委員会および総合教育相談室で作成したガイドブックの活用が進められており、巡回発達相談員等の専門職のバックアップも得ることができる仕組みが整備されている。

7つの学園の運営は、コミュニティ・スクールの考え方を基盤としており、すべての学校に保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」「コミュニティ・スクール委員会」を設置して、地域と一体となった教育支援を推進している。

4) まとめ

三鷹市では、市教育委員会、地域コミュニティ、学校が一体となって支援教育を推進しており、特に、小・中教育一貫校である「学園」が一つのクラスターとして十分に機能するような体制整備を進めている。地域コミュニティを活性化させる地域作りの土台の上に教育のシステムを乗せる形で、義務教育の9年間に系統性と連続性をもたせており、その中で、教員、保護者・子ども本人、地域住民とが互いに支え合い高め合う仕組みが構築されている。このクラスターの構成によって、特別な支援の必要な子どももそうでない子どもも同じコミュニティの中で見守られると同時に、そうした子どもを教育支援する教員にも必要な支援体制を活用できる相談や研修の仕組みが整っている。

【文献】

中央教育審議会（2012）. 教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）.

中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）.

文部科学省（2008）. コミュニティ・スクール事例集.

